

令和3年度 福島大学人間発達文化学類  
総合型選抜 スポーツ健康科学コース 第2次選抜

小論文

<注意事項>

- ・ 解答は指定された解答欄に記入すること。
- ・ 解答は横書きとし、字数は指定を超えないこと。
- ・ 句読点，引用符，括弧などはいずれも1字に数える。ただし，行末の句読点などは字数に含まれないものとする。
- ・ 算用数字およびアルファベットが連続する場合は，1マスに2字を入れる（1字と数える）。

【問題】

資料は、『「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の背景』（日本スポーツ協会 Sport Japan (vol. 37) 平成30年5-6月）の抜粋である。この資料を読み，設問に答えなさい。

設問

ガイドライン作成に至る社会的背景を取り上げ，これからの「運動部活動の在り方」についてのあなたの考え方を1000字以内で述べなさい。

【資料】

運動部活動を地域とともに持続可能な運営体制に

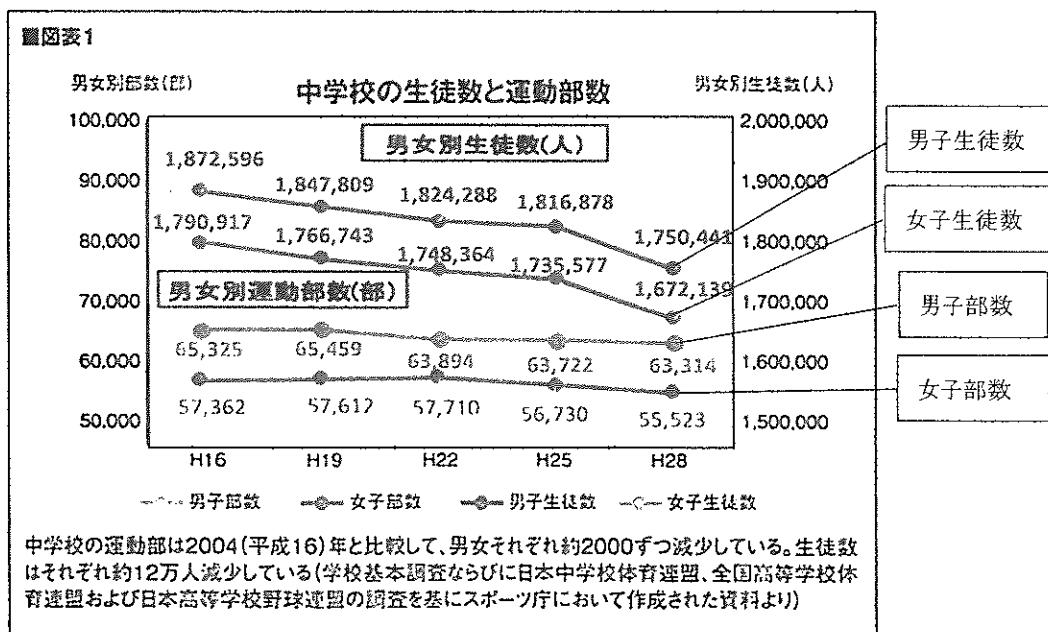
平成 30 年 3 月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下「ガイドライン」)が発表されました(主な内容は図表 3 参照)。この「ガイドライン」は中学校の運動部活動の対象として考えられたものですが、基本的な考え方は学校の種類や設置者の違いにかかわらず該当することから、高等学校段階の運動部活動についても「ガイドライン」を原則として適用することになります。

では、なぜあらためて「ガイドライン」を示す必要があったのか。その背景には、社会環境の変化があり、現状の運動部活動の在り方が、現代社会にそぐわない部分が出てきたからです。なかでも最大の変化の要因は少子化でしょう。生徒数の減少により、運動部活動の競技数を維持できなくなり、生徒たちがやりたいと思う競技やスポーツ、例えば小学校で行っていた種目の部活動がないといったケースや、部活動はあっても、人数が少なく団体競技などでは大会に出られないといったケースが見られるようになってきたのです(図表 1 参照)。

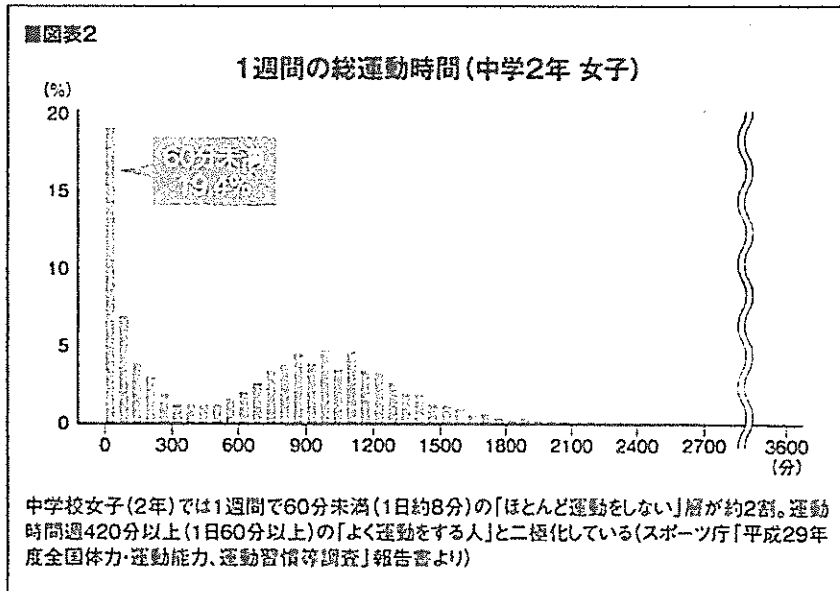
運動部活動はわが国の学校教育、スポーツの発展にとっても大きな役割を果たしてきました。このことは「ガイドライン」の前文でも述べられており、一部引用すると以下の通りです。

「学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

また、体力や技術向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養<sup>かんよう</sup>に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい」



一方で、子どもの運動習慣の二極化（図表2参照）の傾向も表れ、運動部活動を行わない生徒たちの運動離れが深刻化するなど、課題が複雑化・多様化するなか、学校や教師だけでは解決することは難しく、これまでと同様の運営体制では、維持・継続していくことができなくなっているのです。こうした要因から今回、運動部活動の在り方を抜本的に見直し、持続可能な体制へと改革していこうとするものです。



今回の改革の第一義は「子どもたちに等しくスポーツをする機会、権利を保障する」というところにありますが、同時に、これまで指導者、顧問として運動部活動を支えてきた教師の方々の負担軽減、働き方の改革にもつながらなければなりません。「ブラック部活」などといったことばが使われることもあります。運動部活動を取り巻く環境は、子どもたちにとっても、それを支える教師にとっても、継続することが難しい状況だったといえるのではないのでしょうか。

「ガイドライン」に活動時間の制限を盛り込んでいるのは、過度なスポーツの実施はスポーツ障害の要因となること、バーンアウトなどを誘引するほか、心身の発達期において、スポーツだけではなく、学習や趣味、さまざまな文化活動に触れることが、将来のためにもとても重要だからにほかなりません。

実は、運動部活動の活動時間の目安などについては1997年にも「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」として公表された経緯があります。その際は報告書に例示しただけにとどまりましたが、今回は「国の基準」として公表しています。そのうえで市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者および学校は、「ガイドライン」にのっとり、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組むこと。都道府県は学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組むことと、それぞれ役割を明記し、運動部活動の方針をそれぞれの学校のホームページ等で公表することを決めました。こうした改革の実行性を、学校、教師、指導者、生徒、保護者、地域住民など、関わる方々の意志によって、みんなで支えていってほしいという考え方からです。

■図表 3

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の主な内容

①適切な運営のための体制整備

- ・それぞれの学校で「学校の運動部活動に係る活動方針」を作成し、活動実績とともに公表する。
- ・生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の運動部を設置する。

②合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・生徒の心身の健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・中央競技団体は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を作成し、指導者はそれを活用して合理的、効率的・効果的な指導を行う。

③適切な休養日等の設定

- ・スポーツ医・科学の観点から、週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

④生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- ・より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、「季節ごとに異なるスポーツ」、「レクリエーション志向」、「体力づくり」などの活動を行う運動部を設置する。
- ・学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める。

⑤学校単位で参加する大会等の見直し

- ・単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、大会の規模もしくは日程等の在り方、外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

出典：「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の背景

（友添秀則，Sport Japan (vol. 37)，日本スポーツ協会，平成 30 年 5-6 月）

出題の都合上，原文を抜粋・改変している。

## 令和3年度入学試験 小論文「出題意図」

(入試情報公開用)

人間発達文化学類 総合型選抜入試 スポーツ健康科学コース

平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、ガイドライン)が発表された。現在、さまざまな社会的背景から部活動は多様化し、多くの問題を抱えている。これからも学校教育の一環として持続可能な活動とするために出されたこの「ガイドライン」と現代社会の問題との関連性を資料から読み取り、これからの「部活動の在り方」について自身の考えを論述させ、理解力、論理的思考力、表現力を総合的に評価する。